

講 演

国際知的財産法・国際取引法研究（1）

国際知的財産法・国際取引法研究会
（代表者 種村佑介）

韓国国際私法の新展開

李 鍾 赫

種 村 佑 介（監訳）

衛 藤 凜 哉（訳）

韓国国際私法の新展開

李 鍾赫*

種村 佑介 (監訳)

衛藤 凜哉 (訳)

I. はじめに

国際私法は、19世紀後半に、萬國公法として知られる欧州中心の国際法秩序の一部として、韓国に初めて導入された。1905年以来、この科目は、法官養成所のカリキュラムの不可欠な一部分をなしてきた。1908年、養成所の教授であった劉文煥は、韓国で最初の国際私法の教科書を出版した。しかし、1910年から1945年までの間、日本の植民地支配により、この分野における韓国の独立した法典と法学の発展は中断された⁽¹⁾。

1962年、韓国における涉外私法 (*Seoboesebeop*。以下、「韓国涉外私法」) が制定・施行され、発展が再開した。日本の法例を範とした韓国涉外私法は、1887年のゲーブハルト草案 (*Gebhardsche Entwürfe*) が韓国と日本の双方に与えた重大な影響を反映した。この影響は、2001年に韓国が、日本および中華人民共和国に先駆けて、東アジアで初めてゲーブハルト草案から脱却し国際裁判管轄と準拠法に関する規定を同一の法典に盛り込んだ国際私法立法 (*Gukjesabeop* [国際私法]。以下、「2001年韓国国際私法」) を制定するまで続いた。1999年から2001年にかけての独自の立法作業の過程において⁽²⁾、韓国

*本稿は、国立大学法人ソウル大学基金の寄付からなる、同大学アジア太平洋法研究所の2023年研究費によるものである。

(1) 詳細は、李鍾赫「韓国国際私法の初期史の散考」国際私法研究24巻2号246頁以下(2018年)を参照。

(2) 詳細は、KH Suk, 'The New Conflict of Laws Act of the Republic of Korea' (2003) V *Yearbook of Private International Law* 99, 101 et seq. を参照。

は、国際的調和を優先し、様々な法源から着想を得た。そこには、ハーグ国際私法会議のレジームや、契約債務の準拠法に関するローマ条約（以下、「ローマ条約」）に代表される欧州連合の制度のほか、スイスを中心とした欧州諸国の国内立法などが含まれる。スイスの包括的なモデルの影響を受け、2001年韓国国際私法は、国際裁判管轄と準拠法に関する規定を併記するとともに、総則の章の中に、絶対的強行法規の適用に関する規定（第7条）および一般例外条項（第8条）を設けた。

2014年、韓国は国際裁判管轄に関するより包括的な枠組みを構築するため、改正作業に再びとりかかった。今般の改正により従前の規定から修正されたのは、国際裁判管轄に係るわずか3カ条にとどまる。すなわち、1つは韓国と当事者又は紛争との間の実質的な関連の一般原則に関する規定であり（第2条）、他の2つは消費者契約および労働契約に関する特則である（第27条・第28条）。私法上の法律関係の全体に適用される、36の新しい規定を追加した新法は、2022年7月5日に正式に施行され（以下、「2022年韓国国際私法」）、これは韓国の法制度における重要な出来事となっている⁽³⁾。

以下の記述では、韓国国際私法における近時の進展について、外国の立法、判例および法学に対する「挑戦と応戦」に焦点を当てて、検討する。

II. 裁判権免除

A. 制限的な国家免除

伝統的に、国際法は主権平等の原則を支持しており、いかなる国家も他国の裁判所において被告として訴えられることはない。韓国では、一般に、裁判権免除の判断は国際裁判管轄の判断に論理的に先行すると解されている。当初、韓国大法院（以下、「大法院」）は、1975年5月23日判決（74Ma281）において明らかなように、主権的行為と非主権的（又は商業的）行為とを区別しない絶対的な主権免除を認めていた。しかし、大法院は、1998年12月17日大法院判決（97Da39216）および2011年12月13日判決（2009Da16766）においてその立場を覆し、主権免除を主権的行為に限定し、非主権的行為を除外した。モンゴル大

(3) 概略は、E-K Cho, 'Sur la contribution coréenne à l'unification du droit international privé : l'achèvement de la réforme de la LDIP coréenne' (2022) *Rev Crit DIP* 169を参照。韓国法制研究院による2022年韓国国際私法の非公式の英訳は、<http://elaw.klri.re.kr> から入手可能である。

使館による韓国企業の所有地への侵入に関する近時の2023年4月27日判決(2019Da247903)において、大法院は、取壊しおよび立退きに関する請求については国家免除を認めたが、大使館による土地の占有から生ずる不当利得の返還請求については国家免除を拒絶した。

日本政府に対する「慰安婦」訴訟において⁽⁴⁾、2021年1月8日ソウル中央地方法院判決(2016Gahap505092)は、日本の植民地時代に「慰安婦」を強制的に動員し搾取した際に行われた計画的、組織的かつ広範囲な人道に対する罪について、日本政府の責任を認めた。法院は、これらの行為は主権免除の保護の範囲外であるため、このような場合には国家免除は適用されないと結論づけた。反対に、2021年4月21日の同法院の別の部による判決(2016 Gahap 580239)では、国家の裁判権免除事件における国際司法裁判所(ICJ)判決⁽⁵⁾を含む国際社会の一般的な慣習を考慮して、日本政府の主権的行為に対する国家免除を認めることを根拠に、訴えが斥けられた。

B. 北朝鮮：特殊な状況

北朝鮮政府は韓国の裁判所によって国家免除を認められるべきであるか。1991年12月13日に署名された、南北基本合意書として知られる、南北間の和解と不可侵及び交流・協力に関する合意書の前文によれば、韓国と北朝鮮との関係は、「国家間の関係ではなく、統一に向けた過程に由来する特殊な暫定的関係」であると特徴づけられている。朝鮮戦争の際に北朝鮮に拉致された個人又はその子孫によって提起された一連の損害賠償訴訟において、韓国の裁判所は、北朝鮮政府およびその最高指導者である金正恩に対する裁判権免除を認めなかった。しかし、一定の場合には、韓国の裁判所は、特定の民事法上の問題に対処するために、裁量権を行使し、準国際私法の原則に基づいて職権により北朝鮮法を適用することもできた。直接の加害者である金日成および金正日の子孫である金正恩に対する請求については、その請求権が相続され得るものであったか否かという問題は、相続に関する韓国の準拠法選択規則に従って、金

(4) 抵触法上の問題の包括的な分析については、JH Lee, “‘Comfort Women’ Lawsuits against Japan before the Korean Courts: Legal Issues from the Perspective of Private International Law” (2019) 7 *Korean Yearbook of International Law* 197を参照。

(5) *Jurisdictional Immunities of the State (Germany v Italy: Greece Intervening)* [2012] ICJ Reports 99.

日成および金正日の本国法である北朝鮮法によって判断する必要があるかもしれない。

さらに、2023年6月14日に韓国政府によって提起された近時の訴訟（2023Gahap69051）は、北朝鮮政府による開城工業団地内の韓国政府連絡事務所爆発および破壊に対して477億ウォン（約3670万米ドル）の損害賠償を求めるものであり、時効に関する考慮事項を掲げる。韓国政府は韓国民法に基づいて3年の時効を援用したが、一方で、不法行為は北朝鮮の法域の内部である開城で行われたため、不法行為地法としての北朝鮮民法第261条に基づいて、2年又はそれよりも短期の時効を適用するという主張もあり得た。これは、韓国国際私法が北朝鮮法を準拠法として指定しうるためである。北朝鮮国際私法（対外民事関係法：訳者注）第31条は、不法行為が発生した地の法と裁判所の所属する法域の法との累積適用を命じている。このことは、反致により韓国法の累積適用を主張する根拠となる。しかし、北朝鮮法が韓国法よりも短期の時効を定めている場合、請求権は消滅したとみなされる。

Ⅲ. 国際裁判管轄

A. 一般原則

2001年以前は、韓国涉外私法の中に国際裁判管轄に関する規定がなかったため、大法院は、1992年7月28日判決（91Da41897）および1995年11月21日判決（93Da39607）によって示されているように、二重機能（*Doppelfunktion*）アプローチを採用していたようである。このアプローチは、外国的要素を含む事案に対して韓国の裁判所が国際裁判管轄を有するか否かを判断するにあたって、韓国の民事訴訟法（以下、「韓国民訴訟法」）の国内土地管轄規定を適用するというものであった。ただし、韓国の裁判所による国際裁判管轄の行使が条理（*Natur der Sache*）にそぐわないことを示す例外的な事情が個別の事案においてみられる場合には、韓国の裁判所には国際裁判管轄がないとして訴えは却下されていた⁽⁶⁾。

しかし、2001年および2022年の韓国国際私法はどちらも、当事者又は紛争に

(6) Suk (n 2) 112-13 ; JH Lee, 'International Jurisdiction to Adjudicate under the Korean Private International Law : Analysis of Recent Leading Cases of the Supreme Court of Korea' (2012) 53 *Seoul Law Journal* 639, 641-45を参照。日本の2011年民事訴訟法3条の9と対比せよ。

なった事案と韓国との間に実質的な関連がある場合には韓国の裁判所は国際裁判管轄を有するという原則を定め（第2条1項）、また韓国の裁判所の国際裁判管轄を有するかについては国内法の管轄規定を参酌しつつ国際裁判管轄の特殊性を十分に考慮しなければならないとも規定している（第2条2項）。大法院は、様々な判決において、この原則を精緻化している。それらの判決には、ドメインネームの紛争に関する2005年1月27日判決（2002Da59788）や、販売価格の紛争に関する2021年3月25日判決（2018Da230588）、離婚および里親の指定をめぐる事件に関する2021年10月28日判決（2019Meu15425）が含まれる。大法院は、国際裁判管轄を判断するにあたっては、裁判所は当事者間の公平、裁判の適正・迅速、および訴訟経済の確保を優先すべきであると強調している。また、大法院は、そのような優先を行う際には、（i）公平、便宜、および予測可能性といった個人の利益と、（ii）裁判の適正、迅速、効率ならびに判決の実効性といった裁判所および国家の利益の双方を考慮する必要があると強く主張している。

B. フォーラム・ノン・コンビニエンスおよび外国における訴訟係属

フォーラム・ノン・コンビニエンスの観点からは、上述した2002Da59788判決に、この法理の本質が表れている。大法院は、韓国の国際裁判管轄が他の多くの国の国際裁判管轄と重複する可能性があることを認めたとうえで、当該紛争の内容およびその他の関連する事情を考慮した後に、韓国は本件に対して国際裁判管轄を行使するのに不適切な法廷地とは思われず、と結論づけた。この判決を通じて、大法院は国際裁判管轄の存在とその行使とを概念的に区別した⁽⁷⁾。これに基づいて、2022年韓国国際私法第12条は、フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理を次のように成文化した。すなわち、2022年韓国国際私法に基づき韓国の裁判所が国際裁判管轄を有する場合であっても、韓国の裁判所が国際裁判管轄権を行使するには不適切であり、国際裁判管轄を有する外国の裁判所がその紛争を解決するのにより適切であろうと判断される例外的な事情が明白に存在するときには、韓国の裁判所は、被告の申請により、訴訟手続を中止するか又は訴えを却下することができる。訴訟手続を中止するか又は訴えを却下する前に、韓国の裁判所は、原告に陳述する機会を与えなければならない。ただし、当事者が韓国の裁判所の国際裁判管轄について相互に合意してい

(7) 本判決の詳細は、Lee (n 6) 645 et seq. を参照。

る場合には、この限りでない。

2022年韓国国際私法には多様な管轄原因が盛り込まれており、このことは特定の事案において過剰管轄であるという印象を与える可能性がある。たとえば、第3条3項は、主たる事務所・営業所、定款上の本拠地、もしくは経営の中心地が韓国にある法人又は団体や、韓国法に基づいて設立された法人又は団体に対する訴えについて、韓国の裁判所は国際裁判管轄を有すると規定している。さらに、自国の国籍を有する個人に対する国家の対人主権は、次のような場合に、国籍に基づく国際裁判管轄を認めている。すなわち、婚姻および離婚事件において、夫婦がともに韓国の国籍を有する場合（第56条1項3号および第56条2項4号）。実親子関係の成立又は解消、および養子縁組の確認又は取消し・離縁に関する事件において、子と、被告となる親の少なくとも一方が韓国の国籍を有する場合（第57条2号および第58条2項）。未成年の子に係る親権、養育権および面接交渉権に関する事件において、子と、親の少なくとも一方が韓国の国籍を有する場合（第59条2号）。および、成年者の後見に関する事件において、被後見人が韓国の国籍を有する場合（第61条1項2号）。2022年韓国国際私法によって設けられた広範な管轄原因は批判を招く可能性があるけれども、第12条が、法的確実性と柔軟性とのバランスをとるという包括的な目標を掲げ、韓国の裁判所に対し、原告^{〔訳者注〕}の申請に応じて積極的に訴訟手続を中止し又は訴えを却下する権限を付与している。

もう一つの注目すべき点は、2022年韓国国際私法では、外国訴訟係属の場合に訴訟手続の中止を認めない根拠として、フォーラム・ノン・コンビニエンスの原則が規定されていることである。第11条1項によれば、同一の当事者に関する同一の事件が外国の裁判所に係属しており、その後韓国に訴えが提起された場合において、外国の裁判所の判決が韓国で承認されることが予想される際には、韓国の裁判所は、職権又は当事者の申請により、訴訟手続を中止することができる。ただし、その事件を韓国の裁判所で裁判することが外国の裁判所で裁判するよりも適切であることが明白な場合には、例外が認められる（第11条1項2号）。この文脈においては、第11条1項2号により、外国の法域で訴訟が先行して係属しているにもかかわらず、韓国で後れて提起された訴訟の継続が認められる場合に、フォーラム・ノン・コンビニエンスの法

〔訳者注〕2022年韓国国際私法第12条に照らすと、正しくは被告を指すものと思われる。

理が重要な役割を果たす。

C. [韓国に] 向けられた活動の判断基準

2022年韓国国際私法は、以下の場合に、韓国に向けられた活動が韓国の裁判所の管轄原因となることを定めている。第一に、事業地の特別管轄に関して、韓国において又は韓国に向けて継続的かつ組織的な事業活動に従事している個人、法人又は団体に対して訴えを提起しようとする場合で、その訴訟が当該事業活動に関連するときには、韓国の裁判所は管轄を有する（第4条2項）。今後は、韓国の裁判所は、第4条2項の基準をみたまか否かを判断するために、事業活動の性質や頻度を明確化することが期待される⁽⁸⁾。

第二に、不法行為地の特別管轄に関して、加害行為が韓国において行われるか韓国に向けられている場合、又はその結果が韓国において発生する場合には、韓国の裁判所は管轄を有する。ただし、韓国におけるその結果の発生を予見することができなかった場合には、韓国の裁判所はその不法行為について特別管轄を有しない（第44条）。第44条但書における予見可能性という基準は、加害行為がインターネットを通じて行われた場合、とくにウェブサイトへの単なるアクセスが可能な状況において、管轄を過剰に認めることを制限する機能を果たす⁽⁹⁾。加害行為が韓国に向けられている場合、その結果は韓国において発生することが予測される。したがって、「韓国に向けられている」の意味を明確化することが不可欠である。いずれも2022年より前に出されたものではあるが、米国の判例で確立された「意図的な利用」の概念に由来する原則を参照することは今なお重要である⁽¹⁰⁾。韓国の裁判所は、直接管轄と間接（承認）管轄のいずれをも含む、一連の製造物責任訴訟において、この原則を適用してきた。1995年11月21日大法院判決（93Da39607）、2015年2月12日大法院判決

(8) 石光現『国際裁判管轄法』77-80頁（博英社、2022年）を参照。

(9) *ibid* 240-42.

(10) その起源は *Hanson v Denckla*, 357 US 235 (1958) at 253 である。曰く、「個別の事案において、被告が、法廷地州内において活動を行い、それによって当該州の法律による利益と保護を主張する特権を意図的に利用するための、何らかの行為が存することが不可欠である」。近時の判決である、*Admar Int'l, Inc. v Eastrock, LLC*, 18 F 4th 783 (5th Cir 2021) では、次のように述べられている。「被告は、法廷地州において事業を行う機会のある『意図的な利用』を反映するような形で、当該州に向けられていることを示す追加の措置をとらなければならない」(at 785)。

(2012Da21737), および2006年1月26日ソウル高等法院判決(2002Na32662)では、次のように判示された。すなわち、物品を製造し販売する製造業者が、消費者に損害が発生した地の裁判所において訴訟を提起された場合における国際裁判管轄の判断は、損害の発生によりその特定の裁判所において訴訟が提起されることを当該製造業者が合理的に予見することができたか、および損害が発生した地との間に実質的な関連があるかによってなされる、と。実質的な関連を評価する際には、製造業者が損害の発生した地における取引利益から恩恵を受けるために意図的に行動をとっていたか否か、などの要素が考慮される。このような行動の例としては、その地域の市場に合わせた製品の設計、その地域における製品の広告、その地域の顧客との定期的な購買相談、又はその地域における販売代理店の設立、などが挙げられる。

第三に、知的財産権侵害の特別管轄に関して、韓国の裁判所は以下の場合に管轄を有する。(i) 従たる(incidental)侵害行為が韓国において生じた場合、(ii) 侵害行為が韓国に向けられていた場合、又は、(iii) 侵害の結果が韓国において発生した場合、である。このような場合、韓国の裁判所は、韓国国内で発生した定量化可能な結果について管轄を有する(第39条1項)。しかし、主たる侵害行為が韓国において行われた場合には、韓国の裁判所は、外国で発生したものも含めて、その行為に起因するすべての結果について管轄を有する(第39条3項)。これらの規定は、欧州司法裁判所の *Shevill* 判決⁽¹¹⁾に由来するモザイク・アプローチへの依拠、知的財産権侵害の主たる行為と従たる行為を区別することによる管轄の量的範囲の差異化、および第44条に設けられた予見可能性という基準からの逸脱のために、議論を巻き起こしている。裁判管轄規則と準拠法選択規則との併行という観点からは、侵害行為が行われた地と結果が発生した地との区別、および主たる侵害行為が行われた地と従たる侵害行為が行われた地との差異化によって、議論が展開されている。この議論は、知的財産権侵害における伝統的な属地主義的アプローチは再検討されるべきであるか否かという問題を提起している。

(11) Case C-68/93 *Shevill v Presse Alliance SA* [1995] ECR I-415.

IV. 準拠法

A. 契約

i. 契約一般

韓国涉外私法第9条および2001年韓国国際私法第25条1項と同様に、2022年韓国国際私法第45条1項もまた、契約における当事者自治を規定している。大法院は、当事者による明示的な法選択を可能な限り尊重するという解釈上の立場を採ってきた。たとえば、2012年10月25日大法院判決（2009Da77754）は、準拠法が米国内の特定の州を指定せずに「米国法」とだけ合意されている場合であっても、合衆国規模で適用される海事法が適用される限りにおいて、合意は有効であると判断した。

韓国涉外私法は当事者による黙示的な法選択について明確に言及していなかったが、2001年および2022年韓国国際私法はいずれも、契約の内容および関連するあらゆる状況から合理的に推論できる場合には、黙示的な法選択を明確に認めている。近時、大法院は、この点に関する法的不確実性を減じるために、いくつかの基準をつくり上げた。黙示の法選択を認めるためには、裁判所は、契約の内容や、各当事者の国籍、住所、設立地および主たる事務所・営業所所在地などの客観的要素、また契約成立の背景や詳細を、慎重かつ総合的に考慮すべきである⁽¹²⁾。当事者が訴訟手続中に準拠法について争わなかったというだけで黙示的な法選択が機械的に肯定されるわけではないことには、留意することが重要である⁽¹³⁾。さらに、当事者が訴訟手続中に準拠法について一致した合意を表明した場合であっても、それが機械的に準拠法に関する合意となるわけではない。このような合意に関しては、訴訟手続において依頼者を代理する弁護士は、自らの代理権限に加えて別個の正当な権限を有していなければならない⁽¹⁴⁾。上述した大法院のアプローチは、国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）第6条に基づき CISG の適用を排除する合意がある場合にも、適用されるべきである。CISG の適用を排除するという当事者の意思は黙示的に形成することもできるが、意思は明白かつ真正なものでなければならぬ⁽¹⁵⁾。

(12) 2022年7月28日大法院判決, 2019Da201662.

(13) 2022年1月13日大法院判決, 2021Da269388.

(14) 2016年3月24日大法院判決, 2013Da81514.

当事者が契約の準拠法を明示的にも黙示的にも選択しなかった場合、2022年韓国国際私法第46条は、当該契約と最も密接な関係を有する国の法によると定めている。契約が営業活動の一部として締結された場合、当該契約の特徴的給付を行う当事者がその関連する営業所を有する国が当該契約に最も密接に関連する国であると推定される。この推定は、慎重な調査や審査によってのみ、異議を唱え、覆すことができる。第46条2項は、(i) 譲渡契約、(ii) 利用契約、(iii) 委任契約および請負契約を含む役務提供契約について特に言及しているが、契約の特徴的給付を分析するという同一のアプローチが、列挙されていない契約類型にも適用されるべきであることには、留意することが重要である⁽¹⁶⁾。たとえば、2011年1月27日大法院判決（2009Da10249）は、信用状の支払いに関する発行銀行と買取銀行との法律関係は、発行銀行が所在する法域の法によると推定される、と判断した。この推定は、特徴的給付の分析に根拠したものであり、そこには、発行銀行が、為替手形などの関連書類の取得を許諾し、信用状に記載された特定の金額を回収することに同意することによって、信用状の償還義務を履行するであろうという期待が含まれている。

ii. 消費者契約

2001年韓国国際私法の制定以来、事業者との間で契約を締結する受動的消費者は、特別な準拠法選択規則の適用により保護されてきた。とくに、以下のリストの(ii)において示されている、特定国に向けられた活動の判断基準は、2001年当時、電子商取引の発展が進行していたことを考慮して導入されたものである。2022年韓国国際私法第42条1項1号は、受動的消費者が保護されるための具体的な要件を定めている。この要件とは、次のとおりである。(i) 契約が、消費者により、事業活動以外の目的で締結されたものであること、(ii) 事業者が、その契約の締結に先立って、消費者の常居所地国において事業活動に従事していたか、又は同国へ向けて事業活動を展開していたこと、(iii) その契約が、事業者の事業活動の範囲に属すること。第47条1項によれば、当事者が消費者契約において準拠法を選択したとしても、消費者の常居所地法上の強行規定によって消費者に付与される保護は放棄されない。これらの強行規定は、消費者契約の諸条項に適用されるものと理解されており、関連法規を通じ

(15) JH Lee, 'Some Private International Law Issues in CISG Cases at Korean Courts' (2020) 8 *Korean Yearbook of International Law* 173, 175-78.

(16) 石光現『国際私法解説』311頁（博英社、2013年）。

て事業者に課される間接的な保護には及ばない⁽¹⁷⁾。

エドワード・スノーデン事件に関連して米国政府に提供された個人情報の開示を求め、韓国のユーザーが Google 社および Google Korea 社に対して提起した訴訟において、大法院は重要な判決を下した。2023年4月13日大法院判決(2017Da219232)によると、2001年韓国国際私法第27条——2022年韓国国際私法では第42条と第47条に分割された——は、外国の事業者の広告によって誘引された消費者はその常居所において保護されることを規定する。その目的は、消費者保護のための強行規定の適用についての合理的な期待を確保するとともに、外国の裁判所での提訴が困難な消費者の司法へのアクセスを実質的に保証することである。大法院は、この条項を慎重かつ消費者に有利に解釈する重要性を強調した。そして、カリフォルニア州法を準拠法とする Google 社とユーザーとの間の契約は、2001年韓国国際私法第27条1項1号(2022年韓国国際私法第42条1項1号に相当)に基づく消費者契約の範囲から除外することはできないと結論づけた。これは、Google 社が年齢、性別、所在地、行動パターンなどのユーザー情報を利用することにより、たとえユーザーが契約に基づいて同社に直接的に支払いを行っていないとしても、同社は収益を生み出しているためである。また、大法院は、国家安全保障や犯罪捜査などの目的でユーザー情報が米国政府に提供されたか否かに関する情報についても、一定の範囲で開示されるべきであるという判決を下した。

法選択がない場合には、消費者の常居所地法が消費者契約の準拠法となる(第47条2項)。2001年および2022年韓国国際私法は、消費者契約の範囲にいかなる制限をも課していない。それにもかかわらず、2001年韓国国際私法の制定に際して参考とされた、ローマ条約第5条4項と同様の解釈が試みられてきた。2012年12月5日ソウル中央地方法院判決(2012Na24544)は、目的論的縮小解釈により、2001年国際私法第27条は(i)運送契約、又は(ii)専ら消費者の常居所地以外の国において消費者に対して役務が供給される役務提供契約には適用されないと結論づけた。しかし、2014年8月28日大法院判決(2013Da8410)は、高等法院の判断を覆し、法律の文言に制限が存しないためそのような解釈は不可能であると判断した。

(17) *ibid* 325.

iii. 労働契約

韓国企業が国際的な事業活動を拡大し、外国企業が韓国に進出するにつれて、労働契約の性質がいつそう越境的なものとなってきたのは確かである。かつて、韓国涉外私法に労働契約に関する特則がなかった当時、1970年5月26日大法院判決（70Da523, 524）は、韓国企業とベトナムで労務を提供する韓国人との間の労働契約における渉外的要素を否定し、韓国涉外私法それ自体を適用せず韓国法を直接に適用すると判断した。今日では、外国企業の韓国支店で就労する外国人又は韓国人が外国法を準拠法とする労働契約を締結する事例や、また韓国企業の国外における建設現場で就労する外国人又は韓国人が規制上の要件のために外国法を準拠法とする労働契約を締結する事例が、多数みられる。このような状況では、韓国法上の強行規定の適用が重要な考慮事項となる。

2022年韓国国際私法第48条がこの問題を扱う。同条は、当事者が労働契約の準拠法を選択しても、労働者が日常的に労務を提供する国の法の強行規定によって労働者に与えられる保護は放棄されない、と定めている（第48条1項）。当事者が準拠法を選択しなかった場合には、労働契約は労働者が日常的に労務を提供する国の法によるのが原則である（第48条2項）。法選択のない船員の労働契約について、2007年7月12日大法院判決（2005Da39617, 47939）は、労働者が日常的に労務を提供する国は船籍国であると判断した。船籍国とは、登録されている船舶については登録国を指し、登録されていない船舶についてはその船舶が掲げる権利を有するところの旗の所属国を指す。このような場合、2022年韓国国際私法第21条1項における一般例外条項により、船舶を事実上管理する事業者が所在する法域の法が適用されるべきである、と主張されうる⁽¹⁸⁾。あるいは、2022年韓国国際私法第48条2項の補則（後段：訳者注）に基づき、当該労働者と労働契約を締結した事務所・営業所が所在する法域の法が

(18) 2014年7月24日大法院判決（2013Da4839）は、パナマ船籍の船舶の船長および船員が、海事先取特権者である銀行に対して、賃金の優先権を主張した事案に関するものであった。大法院は、船舶の事実上の所有者又は運航会社の国籍および主たる営業所所在地、船舶の主要な航行地および基点、船員の国籍、労働契約の準拠法、海事先取特権を設定する行為が行われた地および当該行為の準拠法、船舶の競売手続に関与した裁判所又は当事者の所在地などの要素を考慮して、2001年韓国国際私法第8条の一般例外条項によって指定された韓国商法に従って船長および船員の賃金の優先権を認めた。

適用されるべきである。

B. 不法行為

不法行為の準拠法は不法行為が行われた地によって決定されるという不法行為地法主義は、韓国涉外私法ならびに2001年および2022年韓国国際私法のいずれにおいても一貫して支持されてきた⁽¹⁹⁾。1983年3月22日大法院判決(82Daka1533)以来、不法行為が行われた地という概念は加害行為が行われた地(Handlungsort)とその結果が発生した地(Erfolgsort)の双方を含む、ということが確立してきた。2022年韓国国際私法第52条1項は、2001年韓国国際私法第32条1項を若干修正することにより、この点を明確化した。同条は、不法行為は加害行為が行われた地の法又はその結果が発生した地の法によると明示的に規定している。しかし、それら2つの地の間に明確な優先劣後関係が存しないため、両者が異なる国にある場合に、どちらが適用されるべきかを判断するのに困難を生じる。このような場合について、製造物責任の事案における2006年1月26日ソウル高等法院判決(2002Na32662)や、戦時強制労働の事案における2012年5月24日大法院判決(2009Da22549)などの注目すべき判決は、被害者は不法行為の準拠法として自身に最も有利な法を選択する権利を有することを宣明した⁽²⁰⁾。この根拠について、2002Na32662判決は、被害者の被侵害法益の保護がいつそう強化されるのであり、この被害者保護は訴訟の過程で被告に対して予期せぬ損害をもたらすものとみなされるべきでない、と述べた。

加えて、2001年韓国国際私法で採択され、2022年韓国国際私法第52条2項、3項および第53条も引き続き、第52条1項に優先する原則を導入することによって、不法行為地法主義を相次いで緩和している。第52条1項にかかわらず、同条2項は、不法行為が行われたときに加害者と被害者の双方が同一の国に常

(19) 2001年韓国国際私法は、イングランドのダブル・アクションビリティ・ルールの影響を受けて韓国涉外私法第13条2項および3項に規定されていた、不法行為の成立および効力に関する韓国法の累積適用の原則から脱却している。日本の2007年法の適用に関する通則法第22条1項および2項と対比せよ。

(20) 結果が発生した地を加害行為が行われた地よりも優先し、前者が予見できなかった場合にのみ後者を適用する、日本の2007年法の適用に関する通則法第17条と対比せよ。

居所を有する場合には、その国の法が不法行為の準拠法になる（共通常居所地の原則）と規定している。第52条1項および2項に優先して、同条3項は、不法行為が加害者と被害者との間の法律関係を侵害した場合には、その法律関係の準拠法が不法行為の準拠法になる（附従的連結の原則）という例外を明確に定めている。さらに、第53条は、不法行為が発生した後であっても、当事者が不法行為は韓国法による旨合意することを認めており、それにより第52条にかかわらず準拠法選択における当事者自治を認めている。

しかし、2022年韓国国際私法は、知的財産権侵害に適用される第40条⁽²¹⁾を除いて、名誉毀損、製造物責任、目論見書責任、不正競争、および環境損害などの特殊な不法行為責任に特化した法選択規則をもたない。特則がないため、第52条および第53条の動的な解釈および適用のために第21条を活用することが提案されてきた。このアプローチの趣旨は、準拠法の決定に柔軟性をもたせることにより、特殊な不法行為責任に対して最も適切な法が適用されるようにすることである。スイス国際私法第15条に倣った、2022年韓国国際私法第21条——2001年韓国国際私法第8条も同旨——は、次のように定めている。韓国国際私法により指定された準拠法が当該法律関係と僅かに関連するのみであり、かつ最も密接に関連する他の国の法が明らかに存在する場合には、当該他の国の法による。ただし、当事者が準拠法について合意した場合には、この限りでない。以下では、具体例として、製造物責任および目論見書責任を取り上げる。

i. 製造物責任

ベトナム戦争時に米軍が散布したエージェント・オレンジによる被害に苦しんだ韓国人ベトナム戦争従軍兵らが、米国の枯葉剤製造業者を相手取って提起した訴訟において、ソウル高等法院は、製造物責任の準拠法について次のように判示した。

「製造物責任の場合、不法行為が行われた地には、製品が製造された地、製品が取得された地、および製品が市場に流通した地のみならず、製品が最終的に利用された地も含まれる。したがって、準拠法となりうるのは、(i) 製品が製造された地の法である米国法、(ii) 製品が最終的に利用された地の法であるベトナム法、そして、(iii) 結果が発生した地の法である韓国法である。従軍兵らが

(21) 第40条は、知的財産権の保護は、侵害が発生した地の法によると定めている。

エージェント・オレンジを被曝したことが結果に含まれることから、(iv) ベトナム法は結果発生地法に含まれるが、同国法は加害行為が発生した地の法として指定されるため、相違はない⁽²²⁾。」

高等法院は、原告が一貫して韓国法に基づく主張をしていたことから、原告はこれらの選択肢の中から準拠法として韓国法を選択したものと結論づけた。しかし、この判決において、高等法院は、製品が取得された地又は製品が市場に流通した地とみなされる国を明確に特定しなかった。裁判所が提示する複数の連結点⁽²³⁾が、加害者に対して予測可能性を低下させ、また被害者に対して選択肢を過剰にもたらす結果となる場合には、第21条1項の一般例外条項により、利用可能な選択肢を適切に調整することが必要になる。

ii. 目論見書責任

外国企業が韓国の資本市場において証券の公募を行おうとする場合、あるいは、韓国企業又は外国企業が、50名以上の韓国の投資家⁽²³⁾に有価証券が転売されることを見込んで外国の資本市場において公募を行おうとする場合には、発行者は、韓国企業であろうと外国企業であろうと、韓国の金融委員会に目論見書を提出することを求められる。このような場合、韓国の投資家は、請求の相手方が国内企業であると外国企業であるとかかわらず、発行者や証券引受業者などに対して損害賠償を請求する権利を有する。この権利は、韓国の金融投資業および資本市場に関する法律（以下、「韓国資本市場法」）第125条の目論見書責任に関する規定に由来する。この規定は、韓国資本市場法第2条の域外適用に関する条項が「本法は、外国において行われたいかなる行為も、当該行為が韓国に影響を及ぼす場合には、適用されるものとする⁽²⁴⁾」と定めている

(22) 2006年1月26日ソウル高等法院判決、2002Na32662。

(23) この文脈において、韓国の投資家とは、個人の国籍、住所、常居所、および会社の設立地、本拠地、経営の中心地などの要素とは無関係に、韓国の資本市場の中で取引活動に参加する投資家を指す。

(24) これに先行するのは、韓国の2005年独占規制および公正取引に関する法律第2条の2である。同条は「本法は、外国において行われたいかなる行為も、当該行為が韓国の市場に影響を与える場合には、適用されるものとする」と定めており、これは現行法の第3条に相当する。同様の規定は韓国の法制度において導入が進められてきた。たとえば、韓国の2021年特定金融取引情報の報告および利用に関する法律第6条2項は、「本法は、外国において行われた暗号資産交換業者のいかなる金融取引も、当該取引が韓国に影響

にもかかわらず、自動的に域外適用されるものではない。韓国資本市場法第125条の適用は、同条を2022年韓国国際私法第20条に規定されるような絶対的強行法規とする、韓国資本市場法第2条によって支持されうる一方で⁽²⁵⁾、125条は国際私法の規則に従って当面の目論見書責任の準拠法として韓国の法が指定される場合にのみ適用されることに留意すべきである。目論見書責任は不法行為とみなされるため、準拠法の決定のためには2022年韓国国際私法第52条および第53条が援用されうる。

越境的な目論見書責任の事案における韓国資本市場法第125条の適用については、(韓国国際私法：訳者注)第52条2項、3項、および第53条の適用は、第21条1項の一般例外条項の援用により、回避されるべきである⁽²⁶⁾。目論見書規制の目的を擁護するために、投資家は、第53条にもかかわらず、発行者、証券引受業者又は仲介者と、目論見書責任の準拠法について合意することを許されるべきでない。さらに、目論見書の不実表示を主張する投資家は、第52条3項にもかかわらず、目論見書責任を負う可能性のある当事者との直接的な契約関係とは無関係に、平等な請求権を有するべきである。異なる国に居住する複数の投資家が関与する事案や、複数の国に設立され又は所在する発行者、証券引受業者又は仲介者が存在する場合において、準拠法が多様化および分断する可能性があることを考慮すると、そのような状況において第52条2項の適用

を及ぼす場合には、適用されるものとする」と規定している。さらに、韓国の2021年電気通信事業法第2条の2、並びに韓国の2020年情報通信網の利用促進および情報保護に関する法律第5条の2はそれぞれ、「本法は、外国において行われたいかなる行為も、当該行為が韓国の市場又は韓国における利用者に影響を与える場合には、適用されるものとする」と規定している。この2つの法律が「韓国の市場」のみならず「韓国における利用者」にも言及していることは、注目に値する。

- (25) 韓国資本市場法第2条は、行政規制、刑事罰、民事責任を含む、規制手段毎に異なる意味をもつ。これらの手段はその性格や効果において様々であり、規制の三脚構造をもつ枠組みの中で資本市場に関する越境的な不法行為を規制するためのバランスのとれた法制度を確保するためには、独自の規範構造を確立する必要がある。JH Lee, 'Extraterritorial Application Clause in the Korean Capital Markets Law and its Implications to the Choice-of-Law Rules for Prospectus Liability : Focusing on the Comparison with the Extraterritorial Application of Administrative Regulation and Criminal Punishment' (2023) 22 (1) *Journal of Korean Law* 43, 51 et seq. を参照。

- (26) 詳細は、Lee (n 25) 63 et seq. を参照。

を排除することは正当化されうる。目論見書責任のような、純粋な経済的損失にかかわる事案において第52条1項を解釈する場合、投資家の銀行口座、常居所、又は金銭的利益の中心地の中から仮定的な結果発生地を決定することは困難である。したがって、加害行為が行われた地のみが考慮されるべきであり、市場の所在地がその行為が行われた地とみなされるべきである。

V. 外国判決の承認および執行

韓国民事執行法第27条1項は、執行判決は外国判決の実体についてその当否を審理することなく下されると定めている（実質的再審査の禁止）。韓国民訴法第217条1項は、外国判決の承認要件を以下のように規定している。（i）外国判決は終局的かつ確定的であるか、又は同等の効力を有するものと認められるものでなければならない。（ii）外国裁判所は、韓国法上の国際裁判管轄に関する規定に従って国際裁判管轄を有していなければならない。（iii）敗訴した被告は、十分な返答時間を確保したうえで、適式に訴状又は関連文書の送達を受けたものでなければならず、また送達を受けなかった場合にあっては、応訴をしていなければならない。（iv）外国判決は、実体的にも手続的にも、韓国の公序に反してはならない。そして、（v）韓国と外国との間に相互の保証が存在しなければならず、これが存在しない場合には、外国判決の承認に関する当該外国の基準が韓国民訴法に規定されているものと実質的に同一であるか、又は類似していなければならない。さらに、韓国民訴法第217条の2は、裁判所は、外国判決の一部のみを承認することができ、またその評価にあたっては、弁護士費用を含む訴訟に関連する費用および経費が、外国裁判所が判断した損害賠償額に含まれているか否かを考慮すべきであると規定している。

上述したリストの（iv）にある公序要件は、とくに3倍、5倍又は懲罰的損害賠償を命じる外国判決の承認に関して、争点となってきた。かつて、大法院は、この種の損害賠償は補償的ではないと考えられ韓国の公序に反するとして、このような外国判決は、実際に生じた損害を超える部分については承認されるべきではないと判示した⁽²⁷⁾。しかし、2011年の下請取引の公正化に関する法律を皮切りに、韓国の法制度の特定分野において3倍又は5倍の損害賠償が導入されたことに伴い、このような従来の補償的損害賠償を超える実質的な

(27) 石光現『国際民事訴訟法』379-83頁（博英社、2012年）を参照。

損害賠償を追求する方向への転換に対応するため、大法院の立場は変更せざるを得なくなった。2022年3月11日（2018Da231550）、不公正な取引慣行に関するハワイ州の判決について、大法院は重要な判断を示した。曰く、外国法が適用され、3倍又は5倍の損害賠償を命じる外国判決は、外国裁判所において適用された外国法が、韓国の法制度上も同一の法分野に属しており、かつ3倍又は5倍の損害賠償を認める限り、そのまま承認および執行されるべきであると。

上述の2022年大法院判決は、韓国の裁判所による外国法の適用にも重要な影響を有する。2022年韓国国際私法第52条4項——2001年韓国国際私法第32条4項に相当する——は、不法行為に関する準拠法選択規則によって外国法が指定されるとき、次の場合には、不法行為による損害賠償請求権は認められないと定めている。すなわち、（i）被害者に対して正当に賠償することを明らかに意図していない場合、又は、（ii）被害者に対して適正な賠償金を支払うために本質的に必要な範囲を超えて、損害賠償請求権が行使される場合、である。韓国法と外国法との法分野の同一性又は類似性という大法院の基準に照らせば、韓国の裁判所は、外国法が3倍又は5倍の損害賠償を命じているからといって、その法の適用を否定することはできない。

公序の基準を検討するにあたって、韓国は、外国裁判所が韓国国際私法の下で指定されたであろう準拠法と同じ法を適用したこと、又は、その仮定的準拠法が適用された場合と同一か類似の結果が導かれたことを要求していない。1971年5月12日のソウル高等法院による従前の判決（70Na1561）では、ネヴァダ州で下された離婚判決について、同判決が、韓国涉外私法によれば（準拠法として：訳者注）決定されたはずの韓国法を適用せず、隠れた抵触規則に従い法廷地法としてのネヴァダ州法を適用したことを理由に、その承認が拒否された。しかし、1971年判決は、今や廃れたフランスの法理の影響を受けたものと思われるが⁽²⁸⁾、例外的な事案とみなされた。一般に、韓国において適用される法と同じ準拠法を適用するという要件は必須でない⁽²⁹⁾と解されている。

(28) D Bureau and H Muir Watt, *Droit international privé*, vol I, 4th edn (PUF, 2018) 543 et seq. を参照。

(29) 石・前掲（注27）407-408頁を参照。

VI. 外国において創設された法的状況の承認

EU では、他の加盟国において創設された法的状況の承認に関して、広範な議論が行われてきた。こうした議論は、外国において設立された会社の法人格、および法的手続における当事者能力の承認を扱った、欧州司法裁判所の *Überseering* 事件判決⁽³⁰⁾によって始まった。同判決は、欧州共同体設立条約第43条および第48条（現欧州連合運営条約第49条および第54条：訳者注）によって保証される、設立の自由に基づくものであった。同様に、欧州司法裁判所の *Grunkin and Paul* 事件判決⁽³¹⁾は、父と母の氏を結合させ、外国において登録された子の氏の承認に焦点を当てたものであった。この判決は、同条約第18条1項（現欧州連合運営条約第21条1項：訳者注）に規定される EU 市民の移動および居住の自由によって依拠した。さらに、規則（EU）2016/1191⁽³²⁾により、EU は、同規則第2条1項に定められた民事法上の身分や家族の問題にかかわる外国公的文書の自由な移動を促進している。

EU 域内におけるこうした法の発展は、EU 特有の法的枠組みの影響を受けていることに留意することが重要である。したがって、これらの議論や判決は、アジア地域ファンド・パスポート⁽³³⁾の流通のような特定の状況を除き、韓国で普遍的に受け入れることができるものではない。その結果、外国において創設された法的状況は、韓国の準拠法選択規則の下で精査される。それらの法的状況は、韓国の国際私法によって指定された準拠法に従う限りで、韓国に

(30) Case C-208/00 *Überseering BV v Nordic Construction Company Baumanagement GmbH* [2002] ECR I-9919.

(31) Case C-353/06 *Stefan Grunkin and Dorothee Regina Paul* [2008] ECR I-7639.

(32) EU における一定の公文書の呈示に関する要件の簡易化による市民の自由移動の促進および第1024/1012号 EU 規則の修正に関する2016年7月6日の欧州議会および欧州理事会規則。

(33) アジア地域ファンド・パスポートは、韓国、日本、オーストラリア、ニュージーランドおよびタイの間での協力覚書によって採択されたものであり、EU の譲渡可能証券の集団投資事業を範としている。その目的は、集団投資証券、とくに公募ファンドの証券のクロスセリングを促進することである。このパスポートは、韓国資本市場法第125条に基づく目論見書責任、および同法第186条に基づく連帯責任の対象となる。

において効力を有するにすぎない⁽³⁴⁾。EUの原則が一定の範囲で受け容れられるとしても、外国において創設された法的状況（同性婚、代理母、北朝鮮において創設された法的状況など）が韓国の公序に反する場合には、承認は拒否される⁽³⁵⁾。

しかし、外国において創設された法的状況の承認を特別に規定する多国間又は二国間条約が韓国で発効している場合には、事情は異なる。そのような条約の一例が、国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約である。韓国は、2023年6月30日に、同条約を実施するための国際養子縁組に関する法律について、国会での立法手続を無事に完了させた。同国は、現在、同条約の加盟に向けた手続を進めている。韓国が同条約の締約国となった場合には、同条約第23条1項および韓国の国際養子縁組に関する法律第22条1項に規定されているように、他の締約国の管轄当局によって認定されたいかなる養子縁組も、韓国において法律上当然に自動的に承認されなければならない。

もう1つの例は、1957年に発効した、韓米修好通商航海条約（以下、「韓米条約」）である。同条約は以前はあまり注目を集めてこなかったかもしれないが、ソウルに本社を有するデラウェア会社であり、また韓国の電子商取引会社であるクーバン社の唯一の所有者である、クーバン・インク⁽³⁶⁾の新規株式公開が2021年にニューヨーク証券取引所において行われた際には、大きな関心を集めた。2001年韓国国際私法第16条（2022年韓国国際私法第30条に相当）によれば、以下の原則が適用される。すなわち、(i) 法人又は団体は、それが設立された法域の法による。(ii) 韓国において設立された法人又は団体が韓国に主たる事務所・営業所を有する場合、又は韓国において主たる事業を行う場合には、韓国法に従う。クーバン・インクが上述の(ii)の範囲に含まれるものの、韓国法に基づいて（再）設立されていないことを考えると、韓国における法人格について疑問が生じる。しかし、この問題は、韓米条約第22条3項によって解決される。それによれば、米国会社は韓国会社とみなされ、韓国内で

(34) 石光現「国際私法における準拠法指定に代わる承認——欧州連合での議論と我が国の法への示唆」国際取引と法35号5-6頁（2021年）。

(35) *ibid* 46-47.

(36) クーバン・インクの米国1933年証券法に基づく証券登録説明書（Form S-1）を参照。以下で閲覧することができる。

<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1834584/000162828021001984/coupang-sx1.htm>.

の法的地位が承認されるとともに、韓国会社について逆もまた同様である⁽³⁷⁾。

また、A 種株式の29倍の議決権を有する、クーバン・インクの B 種株式の承認についても、重要な問題が生じる。この問題は、韓国では議決権種類株式が存在しないことに起因する。クーバン・インクの B 種株式は、米国においては実質的な議決権を有しているにもかかわらず、韓国ではそのようなものとして承認されない。かわりに、B 種株式は、韓国法が定める制限に従って、A 種株式と同等に扱われる⁽³⁸⁾。この不一致は、国による法制度の相違を認める、国際私法における適応の原則を適用した結果である。このような状況は、異なる規制を有する法域において新規株式公開を行おうとする企業にとって、裁定取引の機会を創出する可能性がある。この状況は、2023年11月17日から施行されている、(韓国の：訳者注)ベンチャー企業の育成に関する特別措置法の改正により、若干変化することが予想される。今回の改正により、非上場のベンチャー企業は、2倍から10倍までの複数議決権株式を発行することが可能になる。この新しい枠組みの下では、外国の非上場のベンチャー企業が、韓国に主たる事務所・営業所を有するか、又は韓国において主たる事業を行う場合には、韓国法によって認められている範囲で、株式に付随する区別された議決権は承認される可能性がある。しかし、クーバン・インクは上場企業であるため、今般の法律の適用範囲外である。

Ⅶ. おわりに

本稿では、韓国国際私法のある側面における現在の展開について簡単に概観してきた。韓国は、欧州の立場から文明国として認められることを求めて、19世紀後半に国際私法を受け入れた。20世紀には、開放経済と外国人の流入によって国際化が進み、発展するにつれて、国際私法の需要が急激に高まった。その結果、2001年に、韓国は、ドイツおよび日本の19世紀の法制度に起源を有す

(37) 韓米条約第22条3項は、次のように定めている。「本条約において『会社』とは、有限責任の有無および金銭的利益を目的とするか否かを問わず、法人、パートナーシップ、会社およびその他の社団を意味する。いずれか一方の締約国の領域内で適用される法規に基づいて設立された会社は、当該締約国の会社とみなされ、他方の締約国の領域内でその法的地位が承認されるものとする」(強調は筆者による)。

(38) 1995年イタリア国際私法第25条3項と対比せよ。

る時代遅れの制度から、1つの法典の中に国際裁判管轄と準拠法とを包含する包括的な枠組みへと移行した。さらに、2022年には、国際裁判管轄に関する詳細な規定が盛り込まれた。現在、韓国は準拠法選択規則のさらなる改正を求めている。比較法研究への関心と、韓国の個人や企業が関与する切迫した法的問題に対処する必要性の両方に迫られて、グローバル社会の中での国際私法の法律家は、韓国におけるこの分野での発展状況に、より注意を払う必要がある。

〔訳者あとがき〕

本稿は、2023年9月23日に開催された、比較法研究所主催シンポジウム「2022年韓国国際私法改正と先端科学技術」における、ソウル大学法学専門大学院の李鍾赫准教授による講演「韓国国際私法の近時の展開、及びそれがスマート製品の製造物責任に示唆するもの」の報告原稿（英語）を日本語に翻訳したものである。本講演は、2022年に改正された韓国国際私法のうち、とくに財産関係事件に関する国際裁判管轄、準拠法および外国判決の承認執行に関する側面を包括的に概観し、国際私法の専門家である李准教授が近時の技術発展をも踏まえて解説したものである。

なお、本報告は、講演後に若干の加筆・修正がなされ、「New Developments in Korean Private International Law」としてOLIVIER GAILLARD & KRISTA NADAKAVUKAREN SCHEFER (EDS.), PRIVATE INTERNATIONAL LAW IN EAST ASIA: FROM IMITATION TO INNOVATION AND EXPORTATION (Hart Publishing, 2024) pp.107-122に掲載された。このため本稿も、講演者および出版社の許諾を得て、この最終稿をもとにしている。

訳出は、訳者が全体を翻訳し、監訳者が全体を校閲する形で行なった後、原著者である李准教授に修正を加えていただいた。詳細なご指摘をくださった李准教授に、記して謝意を表する。もっとも、本翻訳の最終的な責任は訳者と監訳者にある。

訳出にあたって、2022年韓国国際私法の条文訳については、金汝淑「韓国の新しい国際裁判管轄について——2022年国際私法の改正」甲南法学63巻3=4号（2023年）229、248頁以下に、また2001年韓国国際私法の条文訳については、青木清「改正韓国国際私法」国際私法年報5号（2003年）288、289頁以下に、それぞれ大きく依拠した。